

長野市庁内ネットワークパソコン広告掲載実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野市の庁内ネットワークに接続するパソコンに民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、長野市広告掲載取扱要綱（平成18年長野市告示第36号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格、枠数、掲載位置及び掲載期間等)

第2 広告の規格、枠数、掲載位置及び掲載期間等は、別に定める。

(広告掲載の方法)

第3 広告掲載は、次の方法で行うものとする。

- (1) 長野市の職員向け庁内ネットワークに接続するパソコンの画面広告枠に広告掲載を行う権利の売却
- 2 前項は公募により実施し、広告掲載を行う権利を買い受けるもの（以下「広告主」という。）は募集月毎に最高額を提示した者とする。
- 3 前項の最高額を提示した者が複数ある時は、厳正なる抽選により広告主を決定するものとする。

(広告掲載の決定)

第4 広告主は、要綱、この要領その他市の指示に従い、広告掲載を行うものとする。

2 第3の規定により広告主は、広告の内容について、市が指示するところによりあらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。

(代金の納入)

第5 第3第1項第1号の規定により、広告主は、この権利の代金を、市が指定する期日までに一括納付しなければならない。

(広告料等の還付)

第6 市は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、要綱第10の規定により掲載しなかった日数に応じて、契約額に基づき日割り計算により算出した金額を還付する。ただし、当該広告の掲載期間が1月につき20日に満たない場合に限り還付する。

2 前項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、庁内ネットワークを一時停止した場合は、その広告掲載料を還付しない。

3 第1項の規定により還付する広告料には、利子を付さない。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月18日から施行する。